

---

# 出版教育研究所通信

No. 5 (2003. 3. 31)

出版学校 日本エディタースクール 出版教育研究所

〒101-0061 東京都千代田区三崎町 2-4-6

電話 03-3263-5892 Fax 03-3263-5893

http://www.editor.co.jp/ E-mail: ipe@editor.co.jp

---

## 目 次

中国の出版専門資格試験制度 .....	1
韓国最初の総合的出版用語辞典が誕生 .....	8
文献 最近出た出版関連図書・雑誌から .....	9
消息 北京大学新聞・伝播学院との交流セミナーほか .....	10

## 中国の出版専門資格試験制度

中国では全国専門技術人員職業資格制度の統一計画の一環として出版業専門技術人員にたいする職業資格制度を導入し、そのために全国統一試験制度の国家試験を準備してきたが、その第1回試験が昨年9月22日に実施された。

これは‘世界貿易機構への加入、及び社会主義市場経済発展の必要に対応して、出版業専門技術人材を科学的・客観的・公正に評価し選抜する’というもので、2001年8月に通達された人事部、新聞出版総署《出版業における専門技術人員の職業資格試験に関する暫定規定》と《出版業における専門技術人員の職業試験に関する実施方法》にもとづいている。

これによれば出版業専門技術人員職業資格(‘出版専門資格’と略称)は初級、中級、上級の資格に分かれており、出版社の募集に応募するには、以上のいずれかの資格取得を必要とする。また採用時にはその資格に対応するランクの部署につくようになる。資格は定期登録制度で3年ごとに更新される。級ごとに受験資格は

細かく規定されており、試験は毎年 1 回 6 月に実施されることになっており、第 1 回のみが特別の日取りで実施された。

以上のことから分かるように、この制度は国家試験によって就業に必要な資格の授与であって就職試験はそれを前提にして別にパスする必要があるというものであるが、中国ではこれに先行して多年にわたり《出版専門人員における職務試行条例》の関係規定である‘ 職稱（職階名）評審制度 ’ が実施されてきた。従来からのこの制度は企業内部における制度であり、評審を経て職稱を与えられるものであるが、これが今回の新制度によってとって代われ、廃止されたわけではない。そうではなく新しい資格のランクがこの制度と密接に対応させられている。

今までの職稱制度の流れを簡単に紹介すると、

1980 年に編集者の職稱に関する規定 編集幹部業務職稱暫定規定 が国家出版事業管理局、国家人事局によって制定された。これによると、編集者の職稱は編審、副編審、編集、助理編集の 4 つのランクに定められ（第 1 条）、評審機構の審議を経て、主管部門により授与される（第 9、10 条）。

1986 年に 出版専門人員における職務試行条例 が國務院により正式発布された。その中、編集者（美術編集者を含む）の職務は前回の職稱ランクと同じだが、編審、副編審は高級職務、編集は中級職務、助理編集は初級職務と定め、さらに、技術編集、校正における職務も相応的に高級、中級、初級に分け、申請者は職務評審委員会の審議を経て出版社側によってその職務に任用される。

前述したように、これらの規定や条例はあくまでも企業内における専門技術職務に関するものであり、企業にいったん採用された後に適用されるものである。今回の出版業における専門技術人員職業資格制度は国家の就業規準で、全社会誰でも試験に合格すれば、出版業に従事する資格を持っているということを意味する。出版業に限らず、全国各業界においては、職業資格制度が実施されたことは、中国における任用制度の一大改革と言えよう。

以下にその関係法令を紹介しよう。

### **人事部、新聞出版總署《出版業における専門技術人員の職業資格試験に関する暫定規定》と《出版業における専門技術人員の職業試験に関する実施方法》の印刷配布に関する通知**

（2001 年 8 月 7 日 人事部・新聞出版總署、人発[2001]86 号）

各省，自治区，直辖市人事厅（局），新闻出版局，新疆生产建设兵团人事局，新闻出版局：

《中共中央の社会主義精神文明建設に関する若干重要問題の決定》を徹底して実行するために，我が国が世界貿易機構の加入，及び社会主義市場經濟発展の必要に対応して，出版業専門技術人材を科学的・客観的・公正に評価し選抜するために，人事部，新闻出版総署の検討を経て，出版業における全国統一の職業試験制度を実行することを決定した．ここに，《出版業における専門技術人員の職業資格試験に関する暫定規定》と《出版業における専門技術人員の職業試験に関する実施方法》を印刷配布するので，これに基づき実施されたい．

中華人民共和国人事部

中華人民共和国新闻出版総署

## **出版業における専門技術人員の職業資格試験に関する暫定規定**

第一条 出版業における専門技術に従事する人員の隊伍建設の強化，全体的な素質の向上，出版物市場の管理を規範化し，出版物の品質を保証するために，国务院の《出版管理条例》と《音像（音声・図像）管理条例》に関係する骨子及び職業資格証書制度の関連規定によって，本暫定規定を制定する．

第二条 本規定は図書・雑誌・音像・電子など出版機構（出版社・雑誌社を含む）における編集・出版・校正・発行など専門技術部署に従事する人員に適用する．

第三条 国家は出版業専門技術人員に対して職業資格制度を実施し，全国専門技術人員職業資格制度の統一計画に取り入れる．

第四条 出版専門技術人員職業資格（以下‘出版専門資格’と称する）は全国統一試験制度をとり，試験の組織（手配），時間，大綱，試験問題，評価基準，資格証書などを国家が統括して実行する．

第五条 出版専門資格は‘一回試験多用’の原則を採用する．出版専門資格試験に合格し相応な級（ランク）別資格証書を取得した者には，出版業における相応部署につく職業資格及び相応級別の職務を担当する能力・レベルを有することを証明する．採用者側は仕事の必要によって，出版専門資格証書取得者の中から優れた者を選び任用する．

第六条 出版専門資格は初級資格、中級資格と高級資格に分ける。

(1) 初級資格を取得した場合、出版専門の部署につくことができる証明書として、《出版専門人員における職務試行条例》( 訳注・前出 86 年制定 ) の関係規定によって助理編集 ( または助理技術編集あるいは二級校正 ) の職務に任用することができる。

(2) 中級資格を取得した場合、出版專業のある重要な部署につく必須条件として、《出版専門人員における職務試行条例》の関係規定によって編集 ( または技術編集あるいは一級校正 ) の職務に任用することができる。

(3) 高級資格 ( 編審、副編審 ) の場合、試験と評議を結合した評価制度をとり、具体的方法は別紙に規定する。

第七条 出版専門資格試験の応募者は、中華人民共和国憲法及び各法律を順守し、真剣に党と国家の宣伝出版に関する方針・政策を徹底して執行し、出版を愛し、職業道徳を謹んで守ることなどをしなければならない。

第八条 初級資格試験の応募者は本規定の第七条に列記された基本条件以外に、下記の条件の一つを備えなければならない。

(1) 大学専科 ( 三年制大学 ) 以上の学歴を取得したこと。

(2) 本規定を公布する時点以前に、すでに技術設計員あるいは三級校正など専門技術職についたこと。

第九条 中級資格試験の応募者は本規定の第七条に列記された基本条件以外に、下記の条件の一つを備えなければならない。

(1) 大学専科 ( 三年制大学 ) の学歴を取得し、出版業の勤務期間満 5 年。

(2) 大学の学歴を取得し、出版業の勤務期間満 4 年。

(3) 双学士 ( 2 つの学士 ) 学位を取得あるいは大学院コースを経た者で、出版業の勤務期間満 2 年。

(4) 修士学位を取得し、出版業の勤務期間満 1 年。

(5) 博士学位を取得した者。

(6) 本規定を公布する時点以前に、国家統一規定に従い、すでに助理編集・助理技術編集・二級校正など専門技術職務に任用され、勤務期間満 4 年。

(7) 本規定を公布する時点以前に、すでに非出版専門中級専門技術職務に任用され、出版専門技術部署に勤務期間満 1 年。

第十条 出版専門資格試験に関する業務は、人事部と新聞出版総署が共同して担当する。

新聞出版総署は試験科目・試験大綱・試験問題の制定，受験用書籍の編集・出版，試験問題データベースの研究・構築を担当し，また受験のための研修に関する業務を担当し，あるいはその業務を行う権限を授ける．

人事部は試験科目・試験大綱・試験問題の審査を担当し，新聞出版総署と合同して試験の進行の検査・監督・指導をし，合格規準を確定する．

第十一条 出版専門資格試験の合格者は，各省・市・自治区・直轄市の人事部門によって，人事部が統一印刷し人事部・新聞出版総署共同印を用いた 中華人民共和国出版専門技術人員職業資格証書 を授ける．この証書は全国において有効である．

第十二条 出版専門職業資格証書は定期登録制度をとり，3年ごとに更新する．証書を持つ者は国家の規定に従い，新聞出版総署の指定機構で登録手続きを行う．

第十三条 下記の事実・事情の一つでも該当すれば，出版専門資格試験に参加することはできない．

- (1) 完全な民事行為能力に欠けている．
- (2) 出版法規に違反し嚴重な処罰を受けたことがある．
- (3) 刑事犯罪記録がある．

第十四条 下記の事実の中に一つでも該当すれば，新聞出版の行政主管部門により専門技術資格を取り消し，証書発行機構により職業資格証書を回収して，2年以内出版専門資格試験に参加することはできない．

- (1) 学歴と出版專業に勤務する資歴などの偽造証明．
- (2) 試験期間の不正行為．
- (3) 國務院の新聞出版と人事の行政主管部門により規定されたほかの状況．

第十五条 新聞出版総署は試験を通し出版専門職業資格証書の取得者の責務・権利・義務及び管理に関する明確な規定を制定する．

第十六条 国家は出版專業のある重要な専門技術部署に対して執業準入（訳注・業務を行うための批准・許可制を導入）制度を採用する予定がある．具体的な方法は別紙に規定する．

第十七条 本規定は人事部・新聞出版総署の分担職責による解釈の責任を負う．

第十八条 本規定は公布の日から実施される．

## 出版業における専門技術人員の職業資格試験に関する実施方法

第一条 《出版業における専門技術人員の職業資格試験に関する暫定規定》（以下《暫定規定》と称する）に基づいて、本実施方法を制定する。

第二条 出版専門技術人員職業資格（以下 出版専門資格 と称する）試験は人事部・新聞出版総署の統一管理の下に行う。両部門は《出版専門資格試験大綱の編纂及び出題専門家委員会》と出版専門資格試験事務室を共同で設立する。事務室は新聞出版総署人事教育司に設け、資格試験の日常管理を担当する。具体的な試験業務は人事部人事試験センターに組織・実施を委託する。

各地の試験業務は各省・自治区・直轄市新聞出版主管部門と人事部門が共同で管理する。具体的な職責分担は各地協商で確定する。

第三条 出版専門資格試験は、原則として毎年 1 回行い、試験日は毎年 6 月と定める。第 1 回目の試験は 2002 年の 9 月に行う予定である。

第四条 出版専門初級・中級資格試験にはそれぞれ 出版専門基礎知識 と 出版専門理論と実務 の 2 科目を設ける。

各級別試験はそれぞれ 2 つの半日に分けて行い、1 科目の試験時間は 3 時間とする。

第五条 試験に参加するもの（応募者）は《暫定規定》に規定された応募者資格に関する各項条件を満たさなければならない。

《暫定規定》が公布する前にすでに国家の統一規定による出版専門初級あるいは中級専門技術職務に任用された者は、相応級別の 出版専門理論と実務 1 科目のみ受ければよい。試験合格者は出版専門相応級別の職業資格証書を受け取ることができる。

第六条 応募資格の中の学歴要項に関しては、国家教育行政の主管部門の認可を得た正規院校を卒業した学歴である。勤務年限に関しては、正規学歴取得前後に本専業に従事する期間の合計で、勤務期間の計算の締切日時は試験申込年度の年末とする。

第七条 試験に参加する者は《暫定規定》に規定された申し込みに関する各項条件を満たさなければならない。本人が申請書を提出し、所属機関の審査と同意を経て、規定に従い関係証明書類を持って、現地の試験管理機構に申し込む。試験管理機構の審査を経て応募条件を満たした場合、受験票を受け取る。受験者は受験票と身分証を持って、指定の時間、場所で試験を受ける。中央と國務院各部門直屬出版

機構に属する者の応募者は所在地域管理制度（現地受験）に従い、試験に臨む。

第八条 原則として、試験場は省所在都市の大・中専院校または大学試験の指定学校に設ける。

第九条 育成訓練を順調に行うため、新聞出版総署は出版専門の教員の育成訓練を企画・管理する。各地で育成訓練を真剣に行い、計画的に企画・運営し、担当部門は場所、教員、教材などを確保しなければならない。現地出版業主管部門は人事部門と合同して、その審査・推薦をし、新聞出版総署に報告し、指示を受ける。

第十条 育成訓練と試験を分離する原則を堅持しなければならない。育成訓練に参加する関係者は試験業務（試験の出題及び試験の運営・管理を含む）に参加することはできない。応募者は育成訓練の参加に関しては、自由志願を原則とする。

第十一条 新聞出版総署は育成訓練教材や参考資料の編纂を企画し、あるいは企画の権限を与えることを担当する。あらゆる機構や個人は新聞出版総署の名義を盗用し、試験用書籍及び各種出版専門資格に関連する編纂・発行・受験前訓練等受験生の利益を損なう活動を禁止する。

第十二条 出版専門資格試験と育成訓練など項目の料金規準は現地価格主管部門の審査・許可を受けなければならない。

第十三条 試験管理運営部門は業務の関係規定・紀律を厳格に執行し、試験問題紙の制作・印刷・配送・保管などの工程において機密を守ることを徹底しなければならない。機密を守る制度を厳格に順守し、秘密を漏らすことをきびしく防がなければならない。

第十四条 試験業務人員は真剣に試験回避制度（訳注・第十条参照）を実行し、試験会場の紀律をゆるがせにせず、不正を厳禁する。試験紀律・関係規定に違反する者には、厳粛に処分すると同時にその上司の責任も追及する。

（解説 / 訳 王萍・美濃部苑子・吉田公彦）

## 韓国最初の総合的出版用語辞典が誕生

(財)韓国出版研究所編著 “出版辞典” 汎友社

昨年10月、韓国で韓国最初の総合的出版用語辞典が発行された。いままでの韓国の出版産業の規模や発展ぶり、出版研究への取り組みなどに照らしてみると、いまだ出版辞典がなかったことがむしろ意外に思われる。今回発行された出版辞典は(財)韓国出版研究所編著で、版元は汎友社。判型は四六倍判、全550頁の分厚いものだ。なかには出版関連分野の6,100あまりの表題語が出版関係全般に渡り収録されている。

軽くページをめくった感じだと、項目の分野・性格により、解説の分量にややかたよがりがあり、出版に関する歴史文化関係の解説よりは、どちらかといえば印刷用語などの技術的語彙の解説により比重が置かれているという印象がないでもないが、これで韓国でも一般読者や出版関係者が出版のことをより正確に把握・理解するためにレファランスできる、一冊のまとまった出版総合専門辞典をやっと持つようになったことは、非常に意義あることであるし、大変喜ばしいことである。

出版辞典の刊行が初めて企画されたのは1989年だという。その企画が実現されるにはおおよそ13年の年月がかかった。これだけの歳月が経ったのは、辞典の発行を準備する際、出版諸分野に関する実務的・学問的検討と用語の選定、そして数多くの参考文献を通して明確な定義と用例を調査し、確認するのに非常に精魂を注いだからであると、編集後記で振り返っている。今回発行された“出版辞典”の根幹となったのは1983年発行された故徐洙玉先生の編著“編輯・印刷用語と解説”(汎友社)だという。

また“出版辞典”の発刊辞には、この辞典がこれから‘出版界はもちろんのこと出版について知ろうとするすべての人々にとって幅広く愛用され、その真価が長らく吟味される’ことが期待されている。さらに今回発行された“出版辞典”は準備作業10年あまりの成果がやっと実ったものであるが、これにとどまらず、このたびの成果を足がかりにし、これから‘科学技術や出版環境の急変により今回辞典に入れることができなかった新しい用語を継続的に補強し、完成度を高めていきたい’という課題と抱負、そして‘出版文化の歴史と現実がともに入り交じった辞

典，出版分野別の専門辞典などが次々刊行されてほしい’ という期待が込められている。(2002年11月20日刊，5万ウォン，汎友社=韓国ソウル市麻浦區舊水洞21-1)(文嬾珠)

#### 文献 最近出た出版関連図書・雑誌から

- ・アスキー編 “マガジンデザイン” アスキー，7月
- ・柴田敬三著 “売れない本にもドラマがある ある小出版社の16年” ほんの木，10月
- ・井狩春男著 “ベストセラーづくり100の法則” 光文社，10月
- ・赤田祐一著 “「ポパイ」の時代 証言構成” 太田出版，10月
- ・田村治芳著 “彷彿月刊編集長” 晶文社，11月
- ・明星編集部編 “「明星」50年 601枚の表紙”(集英社新書)，集英社，11月
- ・方厚枢著，前野昭吉訳 “中国出版史話” 新曜社，11月
- ・鈴木一誌著 “ページと力 手わざ、そしてデジタル・デザイン” 青土社，11月
- ・“なにがなんでも出版界に入りたい! 編集会議出版界就職ガイド 2004” 宣伝会議，12月
- ・竹内和芳著 “欧米のブックビジネス” アメリカ出版研究会，発売：出版研究センター，12月
- ・加藤典洋編 “読書は変わったか?” 大日本印刷 ICC 本部，発売：トランスアート市谷分室，12月
- ・「本とコンピュータ」編集室編 “季刊・本とコンピュータ(2002冬号)” 大日本印刷 ICC 本部，発売：トランスアート市谷分室，12月
- ・“文字大全 雑誌・書籍・広告・パッケージ”(新デザインガイド)，美術出版社，12月
- ・加藤丈夫著 “「漫画少年」物語 編集者・加藤謙一伝” 都市出版，12月
- ・小尾俊夫著 “本は、生まれる。そして、それから” 幻戯書房，1月
- ・リン・ティルマン著，宮家あゆみ訳 “ブックストア ニューヨークで最も愛された書店” 晶文社，1月
- ・日本エディタースクール編 “Word で本をつくろう ヨコ組編” 日本エディ

タースクール出版部，1月

・レベッカ・ソーンダース著，信達郎監修，千葉元信・岡崎久美子・松尾秀樹訳

“アマゾン・ドットコム 驚異のウェブビジネス”三修社，2月

・板谷成雄，大橋幸二著 “[実践]レイアウトデザイン”オーム社，2月

・日本写真家協会監修，日本写真家ユニオン編 “写真著作権 写真家・著作権継承者・海外写真家団体一覧”草の根出版会，2月

・宮田昇著 “学術論文のための著作権 Q&A 著作権法に則った「論文作法」”東海大学出版会，2月

・村野まさよし編 “ブックオフの真実 坂本孝ブックオフ社長、語る”日経BP社，3月

・インフォメディア著 “2色印刷デザイン&テクニック”ワークスコーポレーション，3月

#### 消息 北京大学新聞・伝播学院との交流セミナーほか

・北京大学ジャーナリズム・マスコミュニケーション学院と本校の日中出版教育の学術交流会が東京国際ブックフェアの開催を前にして4月23日，本校で開かれる。当日の交流テーマは‘国際化時代の出版経営管理と教育’で，出版産業の現状と課題ならびに書籍のマーケティングと物流について日中双方から報告されるほかに，共同討論として著作権貿易の現状と課題や最近外資の参加を認めた中国出版流通市場の可能性についての意見交流も予定されている。

ちなみに北京大の当学院には新聞学，伝播学，国際文化交流，広告学，編輯出版学，広播電視新聞学の6専攻があり，このたびのセミナーはこのうちの編輯出版学専攻関係者より提案されたもので，同学院関係者のほか各出版社よりの参加者を含む約15名の出席が見込まれている。参加希望者は本校事務局まで。

・韓国出版学会初代会長の故安春根氏を記念して設けられた‘南涯出版著述賞’の第2回受賞者に箕輪成男氏が選ばれ，去る1月22日ソウルのプレスセンターで授賞式が行われた。

後記 “出版教育研究所通信”第5号をお届けいたします。皆様方からの投稿やご意見をお待ちしております。(小林敏)